平成３０年（フ）第４４号
埼玉県狭山市笹井１丁目７番23号
債務者　多田　　綾（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２号
岐阜県多治見市脇之島町６丁目48番地の１
債務者　今井　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１５号
静岡県沼津市下河原町158番地の３
債務者　望月　辰朗
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
静岡県伊豆の国市古奈584番地の１　セジュールミエ　103号
債務者　森　　雅之
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
静岡県沼津市本西松下858番地の１　ＴＫＤマンション305
債務者　篠田　真也
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
静岡県三島市梅名331番地の７、前住所静岡県御殿場市東田中１丁目16番１―301号　メゾン・グッチ
債務者　安藤きよみ（旧姓鎌塚）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
愛知県一宮市三ツ井６丁目２番６―305号　パークシャトー三ツ井
債務者　吉水　浩幸
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５９号
愛知県一宮市向山町１―10―４　のわみ相談所内　男子シェルター201号室、住民票上の住所愛知県一宮市大宮２丁目６番23号
債務者　小島　健司
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５５００号
大阪市西区九条南４丁目９番14号、前住所大阪府堺市東区北野田1084番地701号
債務者　ＯｓａｋａＰｅｔ九条店こと　宇田川幸子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５５号
大阪府枚方市招提大谷２丁目24番25号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目43番28号
債務者　恒吉　一槻
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７６７号
大阪府吹田市岸部中１丁目12番西１―307号
債務者　長久美智子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７８６号
大阪市東淀川区東中島４丁目11番32―206号、前住所大阪市東淀川区西淡路１丁目８番８―407号
債務者　水野　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番２―703号
債務者　木下　公樹
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３４号
大阪市淀川区東三国６丁目17番５―206号
債務者　松原由美子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市白楽町108番地16　ダックハウス白楽町105
債務者　長田　俊和
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
福岡市東区筥松１丁目２番11―603号
債務者　浦川　政勝
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部